

国立大学法人大分大学工事成績評定評価委員会細則

平成21年4月1日制定

(設置)

第1条 工事成績評定要領（文部科学省文教施設部長通知13文科施第462号。平成14年3月18日）（以下「評定要領」という。）により，国立大学法人大分大学工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議内容)

第2条 委員会は，次の事項について審議する。

- (1) 評定要領第7により，請負者が説明を求めた場合の回答に関すること。
- (2) その他評定要領の運用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 施設企画課長
- (2) 施設管理課長
- (3) 施設管理課副課長（施設整備担当）
- (4) 施設企画課副課長

2 委員会に委員長を置き，施設企画課長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は，委員長が必要と認めるときに開催する。

(事務)

第5条 委員会の事務は，財務部施設企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附 則（平成21年細則第15号）

1 この細則は，平成21年4月1日から施行する。

2 国立大学法人大分大学工事成績評定評価委員会要項（平成16年4月1日制定）は，廃止する。